

令和6年11月定例会 こども未来・安心対策特別委員会（付託）

令和6年12月17日（火）

〔委員会の概要〕

原委員長

ただいまから、こども未来・安心対策特別委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、お手元の議事次第のとおりでございます。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

臼杵こども未来部長

理事者におきまして、説明及び報告事項はございません。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

原委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

大塚委員

学校給食の無償化に関して、県内の現状について、まず教えていただきたいと思います。

長谷義務教育課長

大塚委員から、学校給食費無償化の県内の状況について御質問を頂きました。

学校給食の実施に当たりましては、学校給食法第11条により施設及び設備に要する経費や従事する職員の人件費などは学校の設置者が負担し、食材費などに要する経費については保護者が負担することとなっております。

県においては、長引く物価高騰の中で栄養バランスの取れた安全・安心な給食を提供し、保護者の負担を軽減するため、県立中学校等の学校給食において、令和4年度から国の地方創生臨時交付金を活用して、給食費の食材費高騰分を助成してきたところでございます。

本年度もさきの6月定例会で予算を御承認いただき、1食当たり70円を上限とした補助制度を活用し、食材費高騰分を支援しているところでございます。

県内の自治体におきましても自主財源のほか、臨時交付金を活用することなどによりまして、現在21市町村が無償化や一部補助を行っており、県内で年間を通じて小中学校の給食費を無償化しておりますのは4自治体と聞いております。

大塚委員

給食の無償化を是非やっていただきたいんですけど、問題はどこでどう出すかという

費用のことなんです。そういったことも含めて、無償化に対する課題を教えていただけたらと思います。

長谷義務教育課長

学級給食無償化に向けた課題について御質問を頂きました。

給食費の無償化を行うためには、恒常的に多額の経費が必要となりますことから、財源の確保が大きな課題であり、現在支援を行っています県内の自治体においては、自主財源のほか、国の地方創生臨時交付金が活用されているところでございます。

一方、本県において全公立小中学校の給食を完全無償化した場合には、毎年20億円以上の多額の経費が必要となり、新たな財源確保が課題となると考えております。

大塚委員

問題はとにかくその財源なんです。

国がやっていただけたらと思うのですが、かなりの国費が要ということではなかなか踏み切れないところがあると思うんです。

そういったことがいろいろあると思いますが、県としての取組について教えていただきたいと思います。

長谷義務教育課長

学校給食無償化に向けた県の取組について御質問を頂きました。

給食費の無償化を行うためには、恒常的に多額の経費が必要となりますことから、昨年6月に知事が岸田前総理大臣と面会しまして、国、県、市町村の連携による学校給食費無償化の早期実現について要望を行うとともに、同年11月と本年5月及び11月にも無償化に向けた恒久的な財政支援制度創設に関する政策要望を行うなど、国に対し働き掛けを行っているところでございます。

また、学校給食に関する全国の実態調査結果が6月に公表され、現在国において、この調査結果を踏まえた学校給食の課題の整理や具体的方策の検討が行われているところと認識しております。

県教育委員会といたしましては、今後とも国に対し学級給食費の無償化に向けた恒久的な財源確保を強く働き掛けるとともに、今後の国における無償化に向けた具体的施策や他県の動向なども踏まえて、本県における対応方針を検討してまいりたいと考えております。

大塚委員

青森県は、県で給食費無償化をやっているそうなんですけれど、課題は本当に財源なんです。

なぜ学校給食が非常に大事なのかと言いますと、給食の1日1回だけでもきちんとした栄養価の取れる物を出すというのが、子供の健康状態に非常に大事になってきますので、県で頑張って取組を続けていただきたいと思います。

次に、子供の肥満対策についてお伺いします。以前から特に県内の子供の肥満があると

ということで、子供の時の肥満というのは一生続く場合が多いのです。

それが糖尿病と高血圧、生活習慣病に結び付くということで、県の現状について教えていただきたいと思います。

長谷義務教育課長

大塚委員から、子供の肥満の現状について御質問を頂きました。

小児の肥満は成人肥満に移行する確率が高いとされ、成人肥満は高血圧症や糖尿病などの生活習慣病につながることも指摘されていることから、肥満は子供の生涯を通じた健康課題であると認識しております。

本県におきましては、継続して肥満傾向児童生徒の出現率が高く、文部科学省の令和5年度学校保健統計調査では、調査対象の5歳から11歳におきまして、男子の6歳、女子の5歳を除いた全ての年齢で全国平均値を上回る状況となっております。

大塚委員

先ほども触れたんですけれども、子供の時の肥満というのが、生涯を通じて肥満から起こる糖尿病とか生活習慣病、高血圧とかにつながりますし、非常に大事な点なのです。

これについて、県教育委員会においての対策について話していただきたいと思います。

長谷義務教育課長

子供の肥満防止のための県教育委員会における取組について御質問を頂きました。

肥満は運動不足や食生活の乱れなどの基本的な生活習慣の問題が大きく、課題解決のためには早い時期からの継続的な取組が必要と認識しております。

県教育委員会におきましては、平成27年度から児童生徒が自分の健康課題に取り組む生活習慣改善プロジェクトを県内全ての学校において実施し、令和3年度からは取組を更に充実させるために、生活確認シートを活用した生活の振り返りや、肥満傾向児童生徒を対象とする個別指導を行い、生活習慣改善による肥満対策を進めているところでございます。

また、令和4年度からは市町村教育委員会との連携によりまして、元気なあわっ子！外遊び推奨事業を開始し、小学生の外遊び促進による肥満傾向児童の出現率低下を目指しております。

県教育委員会としましては、肥満対策のための生活習慣改善には保護者や家庭の役割も重要でありますことから、保護者や教員対象の研修会に医療専門家を派遣するなど、徳島県医師会等の専門機関とも連携しながら、課題解決に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

大塚委員

とにかく歩かないのです。大人もそうなんですけれども、徳島県も実は歩かない県なのです。

歩くことが本当に健康の一番大事なところなんです。是非子供の時代からそういった習慣を付けていただきたい。

今、学校の送り迎えもほとんど親御さんがやっている。昔に比べて外で遊ぶということがないので、どうにかして歩くということを、何らかの方法で絶対やっていかなければいけない。

そういう中で、一つは公共交通機関を整備すること。公共交通機関だったら、下りた所から行く所まで必ず歩きますよね。そういうのが一つの問題解決の大きな道の一つなんです。それも含めて考えていっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

井川委員

私からはネットトラブルについて質問させていただきたいと思います。

ほとんどの中高生、小学生もそうなんだろうけれど、今時の子はほとんどスマートフォンを持っておりまして、私の子や孫から買ってくれ買ってくれとせがまれたこともあります。

生活にネット利用が浸透していて、SNS等を通じたネットでのいじめ、闇バイト、グルーミングによる犯罪等のトラブルが大きな問題となっておりますが、ネットに関する問題の徳島県の状況と課題について教えていただきたいと思います。

オーストラリアでは子供のSNS禁止とか、そこまではなかなかできないでしょうが、徳島県として、どういう現状であるか教えていただきたいと思います。

福多いじめ・不登校対策課長

井川委員から、ネットトラブル、いじめの現状等について御質問を頂きました。

令和5年度、こども家庭庁の調査による青少年のインターネット利用状況において、インターネットの利用率は中学生は98.6%、高校生は99.6%と、ほとんどの中高生がインターネットを利用している状況であります。

ネットいじめの現状は、全国の国公私立学校におけるいじめ認知件数のうち、いじめの態様として、パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされるの件数が、令和4年度の2万3,920件から、令和5年度は2万4,678件と増加しております。

SNS上のいじめなどは、可視性が低く早期発見が困難なため深刻化する可能性があり、その対策は最重要かつ喫緊の課題となっております。

また、闇バイトやグルーミングによる犯罪も児童生徒の安全を脅かす深刻な問題であると認識をしております。

井川委員

現状は、また県警から聞かせてもらいます。

私自身の話でありまして、まだ1か月少々前なのですが、とある知り合いの方から電話があって、中学生の娘がSNSで誘われて家出をしてしまって、いなくなってしまったと。

それでしばらくして家に帰ってきて、そうしたらまた、SNSで何かやりとりして出て行ってしまって帰って来ない、どうしたらいいのだろうか、県警に先生からも頼んでくれないだろうかと、その親御さんから私にお話がありました。

この中学生に関しては県警も把握していただいていて、保護もしていただきたみたい

で、大事には至らなかったのですが、児童がSNSを通じて知り合った男に誘われ、連れ出され、またSNSの相手方から要求されて裸の画像を送られるなど、児童がSNSを通じて犯罪被害に遭う事件が見られるところでもあります。

そこで県内におけるSNSに起因する児童が被害者となる犯例で、性犯罪の状況と、またその特徴について聞かせていただきたいと思います。

熊野少年女性安全対策課長

井川委員から、SNSに起因する児童が被害者となる性犯罪の状況と、その特徴についての御質問がございました。

県内におけるSNSに起因して児童が被害者となる性被害の認知件数は、令和5年中は7件、その内訳は児童ポルノ事犯が3件、児童買春事犯が2件、県の青少年健全育成条例違反が2件となっております。

また、本年11月末現在の状況ですが、認知件数は9件で、前年同期と比較しまして2件の増加となっております。またこの内訳は、児童買春事犯が3件、県の青少年健全育成条例違反が6件となっております。昨年、本年ともに認知した事件については、いずれも被疑者を検挙しているという状況となっております。

井川委員

県警にもう一つ聞きたいのですが、最近、中学生あたりの援助交際が結構増えているという話を聞きますが、県の状況はどうなっているのか教えてください。

熊野少年女性安全対策課長

井川委員から、援助交際の状況についての質問がございました。

援助交際は、いわゆる金銭などを目的として性行為やデートなどを行う男女交際の形態の一つであると考えられております。

この援助交際について、統計というものは把握しておりませんが、いわゆる援助交際の形態でありますと、考えられるのは児童買春の事犯、これが援助交際になるかと思えます。

児童買春とは、対償を供与し、又はその供与の約束をして当該児童に対し性交等を行うことをいうと、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律で定義されております。

したがって、先ほど井川委員から質問のありました援助交際につきましては、この児童買春が該当するのかわかれます。

児童買春の状況は、先ほど答弁もいたしましたが、令和5年中、児童買春事犯で2件の検挙、それで本年の11月末現在におきましても、児童買春事犯としまして3件の検挙となっておりますので、これが援助交際の事犯になろうかと思えます。

井川委員

将来ある人間が、そのときの小遣い欲しさとか、そのときの軽い気持ちで援助交際に乗ってしまって、後々考えたら非常にかわいそうなというか、自分自身を何かむしばんで

いるというか、いたたまれない気持ちになりまして、何とか未然に防げることはないのかと考えております。

児童生徒が被害者にも加害者にもならないように、安全にインターネットを利用できるように教育することが、まず重要であると思います。

徳島県の小中高のみんながタブレットで勉強しておりまして、タブレットでなかったら情報も付いていけないし、いろんなことができないのですが、利用の仕方です。

いろいろ考えていかなければいけないと思うんですが、県の教育委員会として、これからの対策や取組について教えていただきたいと思います。

福多いじめ・不登校対策課長

井川委員より、ネットいじめ、トラブル等の防止のための県教育委員会としての対策、また取組について御質問を頂きました。

県教育委員会としましては、平成19年度より携帯電話会社と連携し、各学校においてスマホ・ネット安全教室を実施し、情報モラル教育の推進を図っているところです。

さらに、インターネット上のひぼう中傷など、ネットトラブルの未然防止や早期対応を図るため、令和3年度より学校ネットパトロール事業を全ての公立学校を対象に実施しております。

加えて、闇バイトやグルーミングによる犯罪など、ネットに関するトラブルが深刻化している現状を踏まえて、警察本部のサイバー戦略推進課及び少年女性安全対策課と連携して、デジタル教材、「これ、ほんまにいけるで？～未来の自分のために～」を作成し、ネットトラブル防止教育の充実を図っています。

県教育委員会としましては、今後より一層、児童生徒の情報モラル教育の充実に努めるとともに、県いじめ問題等対策審議会等において、専門家をはじめ様々な立場からの御意見を頂き、効果的な対策を検討するほか、学校、家庭、地域、関係機関と連携を強化し、児童生徒の安全なネット利用の推進にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

井川委員

教育委員会の話は分かりました。それでは、県警としては、犯罪被害を防止するのに、どのような取組をやっているのか教えていただきたいと思います。

熊野少年女性安全対策課長

井川委員から、県警察としての犯罪被害防止のための取組についての御質問がございました。

まずその前に、先ほどの井川委員からSNSに起因する性犯罪被害の状況と特徴への回答のところで、特徴の説明が抜けておりましたので、それを先にさせていただきます。

SNSに起因する事犯の特徴は、児童がSNS等で知り合った悪意を持った相手方を安易に信用して性的な話題に誘導されて、相手方から求められるまま裸の画像や性的な動画の送信に応じてしまったり、また実際に会って性的な被害に遭ってしまったりするという特徴がございます。県内におきましても、このような事犯が発生しているという特徴に

なっております。

続きまして、犯罪被害の防止の取組状況について説明させていただきます。

県警察におきましては、このような被害を防止するため、小中高校の新入学生に対しては入学説明会において、また在校生に対してはインターネット安全利用教室の開催を通じて、フィルタリングの利用や家庭でのルール作りなどの情報モラル教育を推進しております。

またそのほか、携帯電話販売店に対しても、フィルタリング実施の要請やネットトラブル防止に向けた各種啓発への協力依頼を実施しているところであります。

また、サイバーパトロール等により児童の性被害につながる不適切な書き込みを発見した場合には、県警察のX公式アカウントを使用して、児童と思慮される者に対しては、性犯罪等の事件に巻き込まれる危険性があることを。また児童の相手方と思慮される者に対しては、児童買春や児童ポルノの製造などは犯罪に当たり、犯罪を犯した場合は検挙の措置を講じることなどのメッセージを直接相手方に送信することによって、性被害の防止を図っているところでございます。

このような活動で、本年11月末現在55件の指導警告をいたしております。県警察としては、引き続き学校等の関係機関や事業者の方々と緊密に連携しながら、これらの取組を一層推進してまいります。

井川委員

SNSというの、発信者が名前とかそういうのをきちんと出せるようにしなかったら、この頃SNSで日本中が動かされているとか、どこかの選挙もそうでありまして、会社もそのひぼう中傷で潰れてしまうようなこともあります。

子供たちに害が及ばないように、及ばないとか、いかに食い止めるかを真剣に考えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

達田委員

この前、徳島県こども計画が出ました時に、小さい子供から成人前の大きな子供たちまでを網羅した、非常に幅広い問題がたくさん書かれているということでお尋ねしました。

小中学校につきましては、いろいろと居場所づくりとかあるんですけども、高校生につきましてはどうなのかということで、お尋ねしたいと思います。

高校生の不登校が、令和5年で188人ということで、この間お答えがございました。対前年度で17人増えているということで、これは小中学校に比べたら随分少ないことは少ないんですけども、それにしましても今の社会情勢から見まして、これからもっと増えていくかもしれないということが心配されております。

それで高校生の場合は、小中学生のように居場所づくりがなかなか進んでいないんじゃないかなと思うんですけども、高校生の不登校に対してどのような対応をされているのか、徳島県の場合は高校はほとんど県立ですので、把握をされているかと思うんですけども、お尋ねしたいと思います。

福多いじめ・不登校対策課長

達田委員より、不登校の高校生の対応について御質問を頂きました。

先ほど、達田委員からもお話がありましたが、令和5年度国公立高等学校の不登校生徒数は、県内において188人、前年度から17人増加しております。

増加の背景といたしましては、高等学校進学やクラス替え等に伴う不適合の増加や、コロナ禍の影響による登校意欲の低下などが考えられます。

高等学校の不登校対策といたしましては、生徒の状態をきめ細かく確認するための個人面談やスクールカウンセラーを活用しての教育相談を実施し、不登校の未然防止に取り組んでいるところであります。

また、不登校生徒支援としましては、専門家による相談とともに、県の事業としてライフサポーターを学校や家庭に派遣するほか、不登校生徒の居場所として徳島県立総合教育センターに、ほっとスペースあせびを開設しているところであります。

今後も不登校の生徒やその保護者に寄り添いながら、生徒の実態に合った支援を行っていただけるよう、学校と共に連携して取り組んでまいりたいと考えております。

達田委員

小中学生でしたら、その町のどこかに居場所というのがあるのですけれども、先ほどお答えがありました、ほっとスペースあせびはどこにあって、今どういうふうな活用をされているのでしょうか。お尋ねいたします。

福多いじめ・不登校対策課長

先ほど達田委員より、ほっとスペースあせびについて御質問がありました。

ほっとスペースあせびは、現在、徳島県立総合教育センターに設置しておりまして、中学生、高校生を対象とした居場所として活動を行っております。

現在のところですが、一人の生徒が14回ほど来所しているとお聞きしておりまして、担当者と共に学習や、また様々な体験活動を行っているとお伺いしています。

今年度におきましては、出張ほっとスペースあせびというのを開催いたしまして、県内3か所に計6回ほっとスペースあせびを開設いたしました。そういったところも踏まえてしっかりと周知啓発に努めていきたいと考えております。

達田委員

高校生になりますと、不登校になりましても勉強が嫌とかいう子はほとんどいないとお聞きしております。

いろんな要因で不登校になっているのですけれども、勉強は続けたいという意欲をお持ちなんです。ですから、どこかでそういう場所があれば、勉強しながら将来に向けて頑張ることができるんじゃないかと思うのです。県内で3か所というのですけれども、どこなんですか。

できたら、不登校の子供がいる所からできるだけ近い所だと思うのですけれども、どうなんですか。

福多いじめ・不登校対策課長

達田委員より、出張ほっとスペースあせびの場所について質問を頂きました。

今年度ですけれども、西部それから中央、それから南部の3か所で設置いたしまして、それぞれの市町村教育委員会の教育支援センターとも連携しながら取り組んできたというところであります。

達田委員

是非、こういう取組をPRしていただいて、自分がもし学校に行けなくなった場合に、こういう所がありますよということで、知っているようにしていただきたいと思うんです。

それと、不登校の子供が、残念ながら高校へ行けなくて、結局、中途退学をしてしまうという人もいると思うんですけれども、中途退学の状況というのは分かるでしょうか。

福多いじめ・不登校対策課長

達田委員より、中途退学の状況について御質問を頂きました。

令和5年度の県内の中途退学者数ですけれども、101人になっております。

達田委員

中途退学にもいろいろ理由があると思うんですけれども、そのうちでも高校卒業の資格は取りたいと思っている方も多いと思うんです。

それで、いろんな方法で勉強して、高校卒業の資格を取って、できれば大学に行けるように目指したいという方もいると思うんですけれども、それはどういう方法があるでしょうか。

福多いじめ・不登校対策課長

中途退学者の新しい進路でありますとか、それぞれの状況について御質問を頂きました。

中途退学者の理由で昨年度は、進路変更、学校生活・学業不適應、問題行動等が理由として大きく三つ挙げられているところです。

学校といたしましても、生徒に寄り添いながら、生徒、保護者の意見を尊重しながら、新たな進路に向けて取り組んでいくための進路指導等についても力を入れているところです。私立の通信制の学校等もありますので、そういった所も紹介していきながら、生徒の新しい出発といいますか、自立に向けて取り組んでいるところであります。

達田委員

いろいろ理由はあるかと思うのです。高校生になりましたら勉強を続けるよりも、社会に出て仕事をしたほうが良いと、自分に向いていると思う方もいらっしゃると思います。

いろんな進路があると思うんですけれども、将来は進学したいという人が、高校卒業の資格を取って大学も受験できる状況になるように、是非進めていけたらと思うんです。ただこの場合は、私立とかで自分で勉強するしかないのです。

ですから、ここでのいう高校生などの居場所、相談できる人がいる所があれば、普段は自

分で勉強していても、時々相談していけるというような取組ができると思うんです。

ただ勉強の相談じゃなくて、自分の気持ちを分かってくれる人がいるかどうかというのがすごく大事だと思うんです。

家庭の中でそういうのができれば一番いいんですけども、家庭の中では話ができないという子供もいますし、同じような仲間といいますか、勉強を一緒にしようという仲間がいて話ができるとか、あるいはその気持ちを聞いてくれる大人がちゃんといるという所が必要なんじゃないかと思うんです。

各市町村には図書館であるとか、いろんな公共施設がございます。そういう所を利用して、子供たちが中途退学をしたりして学校へ行っていないくても、勉強したいと思う時にはいつでも通っていける場所づくりというのがすごく大事なんじゃないかと思うんです。

できましたら、各市町村と連携して、そういう場所を作っていただく。図書館なんかで学習室を用意してくれている所もありますので、そういう所を利用できたらと思うんです。相談できる人がいて、何でも相談できるという状況を作っていく必要があるのではないかと思うんです。

高校生の場合は、義務教育ではありませんので、余力が入らないかも分かりませんが、徳島に住んで、そして将来徳島で仕事をしていただく上で、とても大事な人材です。この取組も是非、進めていただけたらと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

福多いじめ・不登校対策課長

達田委員より、中途退学した方の地域での相談、居場所等について御質問を頂きました。

県教育委員会といたしましても、市町村教育委員会の取組等も確認しながら、中途退学した方が、しっかり自分のことについても考えられる、また将来の生き方についても考えられるような取組について、連携を図りながら、意見交換等も検討していけたらと考えております。

達田委員

市町村によりましたら、幾らでも本が読めるという非常に立派な図書館もありますし、学習室も用意してくれているという所もあります。是非そういう活動にも役立てていただけたらと思いますので、取組をよろしくお願ひしたいと思います。

それからもう1点なんですけれども、小学校・中学校の少人数学級で35人学級ということで、徳島県はいち早くそういう取組を進めてきました。

しかし、今、35人に届かないクラスもいっぱいあるんです。少子化でクラスは10人しかないとか、そういう所もあるかと思うんですけれども、徳島市とか、にぎやかな所では35人ぎりぎりですよとか、それから県立学校では、今なお40人のクラスがあります。

そういうところを緩和して、少人数でゆったりと勉強ができるようにしていただきたいと思うんです。できましたらヨーロッパ諸国並みの20人学級程度を目指して、ゆったりとした学習環境ができるようにと望んでいるんです。

今35人でぎりぎり、いっぱいいっぱいというクラスが、どれぐらいあるかというの

は、この委員会でお聞きしても、お答えできるでしょうか。

原委員長

小休します。（11時08分）

原委員長

再開します。（11時08分）

福多いじめ・不登校対策課長

達田委員より、35人以下の少人数学級の状況について御質問を頂きました。

具体的な数値につきましては担当課が出席しておりませんので、また後日お答えさせていただきますが、状況については、本県では徳島県教育振興計画に基づき、小中学校での少人数学級編制を推進し、令和4年度には小学校1年から中学校3年まで35人以下の少人数学級を実施いたしました。

少人数学級編制に伴い必要となる教員数については、令和6年度現在で小学校1年から小学校5年までは、既に法定数化されており、小学校6年から中学校3年までは、国からの加配により配置できております。

なお、令和7年度には、小学校6年までの少人数学級編制に係る教員数が法定数化されることとなっております。

県教育委員会といたしましては、引き続き中学校での少人数学級実施のための国からの加配定数の確保に努めるとともに、子供たちの多様な特性や少子化などの地域の実情に応じた、柔軟な学級編制や教職員配置ができるよう、教職員定数の改善について国に要望してまいりたいと考えております。

達田委員

子供たちがゆったりとした環境で勉強できる状況を是非作っていただきたいし、先生方も、子供一人一人に向き合って、その子一人一人の状況をしっかりと把握して、ゆったりと教育ができる状況に是非していただきたいです。

今は、子供の数が少ないから学校を統廃合しようとか、そういうことで進めていっておりますけれども、そうじゃなくて、少ないなら少ないなりに豊かな学力を付けていける、そういう教育のチャンスだということで教職員も増やして、そして子供たちにゆとりのある、一人一人の子供を大事にできる学級、学校にしていだけたらと思います。

徳島県が35人学級にいち早く取り組んでくださっているということに、私どもはすごく敬意を表しているんです。

そして1歩進んで、それ以上の少人数で徳島県がヨーロッパ並みの学校教育をするんだということで、意欲を持って取り組んでいだけたらと思いますので、是非お願いしておきたいと思います。

それともう1点なんですけれど、子供たちの健康を守る学校であっていただきたいと思うんです。

エアコンの設置、それからトイレの洋式化というのがずっと言われております。エアコ

ンの設置につきましては、普通教室は100%できていると思うのですが、特別教室とか、体育館で運動する場合に、暑くてできないという場合もあると思います。

今はものすごい暑い夏が続いております。今までは、夏が終わったら夏ばてで疲れるとか、そういう子供も多かったんですけども、余りにも暑い夏が続いたので、秋ばてとかいって、ずっと体の調子が悪くて元に戻らないという子供も多いらしいのです。

ですから、教室のクーラーだけじゃなくて、体育館とか特別教室の空調もきちんと整えていく必要があるんじゃないかと思うんです。

エアコン、それからトイレの洋式化というのは清潔なトイレです。今は新型コロナウイルス感染症が終わりましただけでも、新型コロナウイルスがなくなったわけじゃなくて、まだまだ続いていて、インフルエンザと同じように感染しているわけなんです。

そういうところを防ぐためにも、トイレを清潔にする、使えるようにするという意味でトイレの洋式化、またウォシュレット方式の洋式トイレを設置していくというのがすごく大事だと言われております。

その状況について、もし資料がありましたらお知らせいただきたいし、なかったら要望をさせていただきたいと思います。

酒井高校教育課長

空調設備の整備とトイレの整備について御質問を頂きました。

県内の公立学校における空調設備の整備状況につきましては、御指摘のあった特別教室は、高等学校においては71.5%、特別支援学校においては87.9%になっておりまして、普通教室に比べて、まだ整備が十分でない状況にあると考えております。

そのため高等学校におきましては、図書室や音楽室、コンピューター室など、空調設備の必要度が高いと考えられる特別教室については、学校の要望を踏まえて優先的に整備をすることとしております。

また、トイレの整備につきましては、避難所となる県立学校体育館のトイレの洋式化は、令和2年度末に洋式化率100%を達成しております。

また、避難所としての役割を担うこともある県立学校校舎を含めた学校全てのトイレの洋式化につきましては令和5年度の当初予算、また9月補正予算におきましても順次、工事と設計を進めてきた結果、令和5年度末の時点での洋式化率は約67%となっております。

引き続き、令和6年度以降も残る和式トイレの洋式化を進め、学校が希望する箇所のトイレの洋式化率100%を目指して、令和8年度を目途に集中的に取り組んでまいりたいと考えております。

達田委員

徐々にトイレもきれいになっていっておりますし、令和8年度をめどにということで、近い将来、全てのトイレが清潔なトイレになるんじゃないかと思うんですが、空調設備に関しましては、屋内運動場に空調を新設する場合の算定割合は国が2分の1なんですが、令和7年度までということになってます。

ですから来年度ぐらいまでに急いでしなければいけないということなのか、その後ちゃんと国からの支援があるのかどうか、その点だけお尋ねしておきます。

酒井高校教育課長

お尋ねの国費の件につきましてですが、すみません、担当課が出席しておりませんので、また確認をさせていただきたいと思います。

達田委員

是非、国の支援も考えつつ、支援があるかないかというのにかかわらず徳島県の屋内運動場の空調設備をきちんと整えるんだということで各課協力していただいて、安心して運動ができる状況にさせていただきたいし、万が一の場合は避難所にもなりますので、暑い夏、また、寒い所で辛抱するという、被災者の方がそこで亡くなってしまうということがないように、空調設備を整えていけるように順次お願いして、終わります。

東条委員

私からは、先ほど達田委員も言われましたけれども、まず徳島県こども計画、本当に幅広く捉えられているということもありまして、私もまだ十分に目を通してないんですけれども、今はパブリックコメント中ですよ。

県民の皆さんの御意見を聞くということで、今、どのぐらいパブリックコメントが来ているのかということと、それを周知するために市町村、それから関係機関とかの窓口にも、前もって素案を周知されていると思うんですけれども、この中には愛称の公募というのものもあるんです。それはどういうふうにするのか。

それと、全ての子供が笑顔になれるということで全庁を挙げての取組だと、この前の事前委員会でも言われていましたけれども、こどもまんなか徳島をどういうふうに周知・啓発されていくのかということも併せて、何点かありますけれども教えていただけますか。

大井こども未来政策課長

東条委員より、県のこども計画の周知の方法であったり、パブリックコメントの状況であったりということで御質問を頂戴いたしました。

東条委員からお話がありまして、県におきましては、この度、全ての子供が笑顔になれるこどもまんなか徳島の実現を目指しまして、子供もその周りの子育て当事者も、幸せを実感できるような多岐にわたる取組や施策を盛り込みましたこども計画の策定を進めているところでございます。

計画の策定に当たりましては、お話がございましたとおり、子供の状況やニーズ、それらを的確に踏まえた実効性のある計画にするために、子供たちの声もいろいろと聞きながら、計画の素案を取りまとめたところでございます。

現在の素案に対しますパブリックコメントの実施状況なんですけれども、一般的な大人向けのパブリックコメントに加えまして、子供たちに向けましても、教育委員会と連携を図りまして、県内の学校にも協力いただく形で、Webアンケートなどもいろいろとさせていただいている状況でございます。

愛称につきましても、子供たちへのアンケートの中で、お声を寄せていただいている状況でございます。

今ちょうどパブリックコメント中ということで、取りまとめは締め切った後に、こちらで整理なり調整なりをさせていただこうと考えております。

策定後は、この計画を知っていただくことは非常に大切かと考えております。子供たちにとっても分かりやすいイラストなどを含めまして、今回の素案につきましても、子供たちにも見ていただきたいということで、イラストを入れた易しい版のこども計画素案を一緒に御覧いただいて御意見を頂戴している状況です。

計画が無事できました後も、改めて分かりやすい形で計画を整理させていただきまして、子供たちには、教育委員会と連携させていただいて、各学校でも周知を行っていききたいと考えております。

また子育て当事者の皆さんに対しては、県の子育て支援のポータルサイトであります、とくしまはぐくみネットをはじめ、こども食堂や放課後児童クラブ、それから地域の子育て支援拠点も通じまして周知させていただいて、SNSなども適切に活用いたしまして、広く周知して伝わるような情報発信にも努めてまいりたいと考えております。

東条委員

子供が笑顔になれる徳島というのは理想だと思うのです。子供が笑顔になれるということは、大人も笑顔になれるということで、先ほども言っていただいたように、いろんなことを決めるときには、子供の声をしっかりと入れていただけると、子供に分かりやすいような計画にまとめていただくということで、それは本当に大切だと思います。主権者教育というのは難しい言葉なんですよ。

徳島県こども計画（素案）を見ていたら21ページに、子供の意見をちゃんと聞いて社会参加を促進していくとあり、これも本当に大事です。

政治という身近なことを決める場所というのが、子供の間からは消えているようなのですけれども、政治に関心を持ってもらったり、寄せてもらったりするようなことはすごく大事だと思うんです。

そのことについては教育委員会もそうだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

酒井高校教育課長

主権者教育についての御質問を頂きました。

東条委員の御指摘のとおり、子供のうちから政治ですとか、民主主義というか、ものの決め方というのを学んでいくということは大事なことでと考えております。

また選挙権年齢も数年前から18歳に引き下げられましたので、実際に投票行動を行うという意味でも、主権者教育の役割は大切になってきていると思っております。

各学校においても、小中高の発達段階に応じまして様々な取組をしております、意見を議論するとか、集約するとか、何か解決策を見つけていくという意味では、一番身近なもので言うと正にホームルーム活動もそうです。

また実際の選挙の仕組みですとか、地域の諸課題について考えていく、そういう総合的な学習の時間とか、総合的な探究の時間、様々な教科などの時間を通じて行っているとこ

ろでして、各学校で様々な実践が取り組まれておりまして、我々県教育委員会といたしましても、その取組が更に進むように好事例を周知するとか、そのような取組をしているところです。

東条委員

市町村によって違うかと思いますが、こういう主権者教育というのも是非、進めていっていただきたいと思います。

それと、県庁で働いて子育てされている方の声とか、働いておられる方の声は、私は本当に大事だと思うんです。

昨年でしたけれども、私は県庁に保育所を作ったらどうかということを提案させていただいたんです。県庁自体が県民のモデルのように思うので、県庁で働いている人が、笑顔で働けるような状況を作る、県庁の環境を良くしていくというのも絶対に必要だと思うんです。

県庁自体は、いろんな意味では恵まれている。他の企業からすると、県庁で働いているのはいいよね、みたいなこともあるかも分かりません。

県庁で働いているというのは注目されていると思いますので、そこで働いている方々の声、それから子供の声というのも是非、今後聞いていただくように、これは要望しておきたいと思います。

それともう一つなんですけれども、今回、平山議員が一般質問でジビエの消費拡大について質問をされたんです。

私の知人が徳島市の猟師の方なんですけれども、シカを捕獲すると1頭からお肉がたくさん取れるんだと、これをこども食堂とかに是非、利用してもらえないだろうかということを探ねられたんです。

こども食堂や学校でも使用している所があると聞いたんですけれども、その点について、どういうふうにされているか教えていただけますでしょうか。

原田青少年・こども家庭課長

東条委員より、ジビエの食材につきまして、こども食堂で提供してはどうかとの御質問を頂いたかと思います。

農林水産部では捕獲鳥獣の利活用といたしまして、阿波地美栄^{じびえ}を中山間地域での新たな地域資源となりますよう安定供給や消費の拡大に取り組んでいると聞いております。

また、こうしたジビエ食材につきましては、食材の衛生管理につきましても、阿波地美栄処理衛生管理ガイドラインが定められ、シカ肉等の高い安全性と品質を確保するための運用がなされていると聞いております。

こうした中でジビエ料理につきましては、シカとかイノシシの命を無駄にせず森の恵みとして大切に頂くということを、子供たちに伝えるための食育の一環として捉えることもできますので、こうしたジビエ料理の普及啓発が進んでいくことも重要かと考えてございます。

そうした中、民間主体のこども食堂の現場につきましては、一般論としては、運営者の皆様は食中毒をいつも気に掛けられているということでございますので、ジビエ食材の調

達先でありましたり、調理方法などの周知徹底でございますとか、また高級な食材ということも聞いておりました、価格面で料理の提供とこども食堂の運営が両立できるのかということが考えられるところでございます。

このため、こども食堂の食卓に並ぶには、価格面での折り合いというところが大前提になると考えておりますけれども、こうした消費拡大を進めていく中で機会を捉えながら、関係者の方へ情報提供してまいりたいと考えております。

長谷義務教育課長

続いて、学校給食におけるジビエの活用状況についてお答えをさせていただきます。

さきの定例会でも農林水産部から答弁がありましたが、本年度、農林水産部で市町村と連携しまして、約6,000食の学校給食にジビエ食材を活用すると聞いているところでございます。

学校給食にジビエ食材を導入することにつきましては、給食実施者である各自治体に御判断いただくということになります。学校給食を提供するに当たっては、その食材について安全安心を第一とし、安定した供給体制であったり、味や衛生状態、価格など、様々な条件を整える必要があると認識しております。併せて、保護者の理解をしっかりと得るということも必要であると考えているところです。

また、食物アレルギーを有する児童生徒もおりますことから、使用する食材のアレルギーに関する安全も確保する必要がございます。

このように様々な課題もある中で、ジビエを学校給食に活用する自治体が少しずつ増えてきておりますことから、県教育委員会といたしましては、ジビエ給食の実践例から、その成果や課題を検討いたしまして、市町村に対して好事例を紹介するなど、対応を行ってまいりたいと考えております。

東条委員

ジビエというのがまだまだ広がっていないですね。私が小さい時はクジラのお肉が給食に出していました。その時は別に子供たちも抵抗はなかったんですけど、今はクジラを出すと言ったら多分、子供たちはびっくりするだろうなと思うんです。

ジビエの浸透は、私たちも含めて食べていくということ。こども食堂とかをされている方も、食べていない方のほうが多分多いと思うのです。

ですから、こども食堂を担当している関係者の方とか、学校のPTAの保護者の方とかにジビエの試食会的なものも広げていただき、ジビエとはこういうものだ。猟師の方が言うには、カレーに入れたり、それから唐揚げにすると、すごくヘルシーでおいしいんだよというんです。

まず最初の血抜きが大事なもので、料理の仕方がすごく難しいのかなと、さっきも衛生面のことも言われました。私もこども食堂をやっている方に聞いたら、真空パックになっているお肉でないと、そのままのお肉というのは危険だからというので断られたんです。

でも考えてみたら、シカとかイノシシが畑とか、山とかを大変な状況にしている。そうしたら農林業の方々とも連携しながら、ジビエの試食会的なものを是非考えていただいて、とにかくなじんでいただくとか、皆さんにそれを分かっているということとは

されているんでしょうか。

原田青少年・こども家庭課長

東条委員から、こども食堂の運営者がジビエ食材に触れられる機会があるのかという御質問を頂きました。

具体的には、私どもで実施した講習会とか試食会というのはございませんが、現在こども食堂への運営費の補助金の中で、子供が様々な形で体験をしていくということに対して、補助事業を実施しているところでございます。

こうした中で、一部のこども食堂では食育ということもあり、そうした食材の仕入れをして、試食をしたというお話も、ごくまれに聞く場合がございます。

長谷義務教育課長

学校給食におけるジビエの普及を意図して啓発活動や、試食等も行われているかということですが、こちら農林水産部の取組になりますが、本年、阿南市と阿波市の給食センターの栄養教諭、栄養士を対象に試食を含めた講習会を実施したということで聞いておりまして、シカ肉のカレーであったり、ハンバーグであったり、そうしたものが提供された試食の機会があったと聞いているところでございます。

東条委員

関係団体、学校とか、こども食堂とか、農林水産の関係の方々と連携を取っていただいて、それでジビエ料理の試食会、講習会、いろんなイベントがあると思うのです。

そういうことを是非、学校関係者、保護者の方とか、こども食堂関係者の方々にも広めていただいて、試食しておいしいという、どちらにもメリットがあるようなジビエ料理の啓発・周知を広げていくということが必要かなと。

保護者の理解を得るのも必要かと思いますので、今後そういったイベントも広く周知をしていただいて、広げていただくよう要望して終わります。お願いします。

原委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま、扶川議員から発言の申出がありました。この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは扶川議員の発言を許可いたします。なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり1日につき答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしく願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

扶川議員

今、お話を聞いている中で、通告はしてなかったんですけど、これを聞きたいなということがありますのでお願いします。

コオロギの問題で、株式会社グリラスが潰れてしまいました。私は非常に残念だと思っているんです。あれが遺伝子組み換えのコオロギなんかだったら大反対ですけども、しかしそうじゃない。昆虫食全般を差別するような投稿が相次いで、それで潰れてしまったというのはSNSの被害の一つだと私は認識しています。

高校で挑戦した子供たちが、それを食育、食糧危機の問題として捉えたというのは、私は素晴らしいと思うのですが、教育委員会としてはどのように考えておられるのか教えてください。

酒井高校教育課長

コオロギ食に関するお尋ねですけど、一昨年度になりますか、小松島西高校で集団給食という授業の中で、株式会社グリラスと連携しまして、コオロギパウダーを使ったコロッケを作って、希望者が食べたという活動がありました。

その後、株式会社グリラスの自己破産ですとか、あと、これについては本当にいろんな方から御意見も頂いております。

コオロギ食については、扶川議員がおっしゃるとおり、今後の食料の問題ですとか、かなりチャレンジングな取組だったと思っております。

今の時点で、小松島西高校の取組がどうだったかという評価というのは、なかなか一つの見解に絞ることは難しいかと思っておりますけれども、子供たちがチャレンジをしたと、今後の食料について子供たちが主体的に考えたという意味では、一つのきっかけになったのではないかと考えております。

扶川議員

分かりました。こういうことで萎縮せずに、高校生がどんどん挑戦していただくように、私は大いに評価すべき取組だと思います。

それでは、本来聞きたいことを聞きますが、発達障がい疑われる児童生徒数というのは、小中高校でどのくらいなのか教えてください。

福多いじめ・不登校対策課長

扶川議員より、発達障がい疑われる児童生徒の在籍率等につきまして御質問を頂きました。

文部科学省では、平成14年から10年おきに通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査を実施しております。

調査結果項目には、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合が示されており、公立小中学校については、平成14年が6.3%、平成24年が6.5%、令和4年が8.8%と、調査の度に増加している状況が伺えます。

なお、上記割合については、発達障がいの診断を受けている児童生徒の割合でなく、教員による意識調査によるものであります。

参考といたしまして、高等学校については、令和4年調査で初めて調査対象となり、2.

2%との結果が示されています。

扶川議員

これは全国調査ですね。徳島県の児童生徒数に当てはめると、推計数は幾らですか。

福多いじめ・不登校対策課長

扶川委員外議員より、徳島県内においてはどうかという御質問を頂きましたが、担当課が本委員会に出席しておりませんので、また確認して回答させていただけたらと思います。

扶川議員

8.8%、9%近いとなると、35人学級だったら一つの学級の中で、数人いるわけで、これは相当な数です。

発達障がいを持つ児童生徒の親御さんの声を聞きました。幼稚園、その前の乳幼児時期から含めて、小学校、中学校と子供が大きくなるにつれて、子供に対する支援が整っていないのじゃないかと、弱くなるんじゃないかと。

学校の集団生活の中でどうこうするという指導が、学年が上にいくほど中心になってしまって、集団生活の中で目立ってしまう子供は叱られ、学業についていけなくなって自信を失い、友達も減っていく。それで中学生にもなると親が、一体あなたはどうしたいのと聞いたそうです。そうすると、普通になりたいと、これは心の悲鳴です。

普通に生活できる大人になりたいのだけれども、今のままだと絶望的だ、自分が発達障がいと分かったらそのくらい絶望的な気持ちになるんです。

そこで伺います。こういう生徒に対する支援は、誰が何をしているのか教えてください。

福多いじめ・不登校対策課長

扶川議員より、特別な支援を必要とする児童生徒への支援等について御質問を頂きました。

扶川議員のおっしゃるとおり、発達障がいの子供たちは理解されにくく、どうしても叱責されることが多くなる傾向があります。そのような状況が継続すると、発達障がいの特性に加え、暴言・暴力や活動意欲の低下、無気力等の二次障がいを引き起こすことがあります。

そのため、通常の学級においては、できている事への称賛を数多く行ったり、授業中に得意な面を生かす状況を設定したりするなど、子供たちが自己肯定感を得られるような関わりを意識しています。

また、集中力が持続しにくいタイプのお子さんや、動きの多いお子さんが在籍している場合には、授業の中にグループワークなど動きのある活動を取り入れたり、プリントなどの配布や回収の係をお願いしたりするなど、障がいの特性に応じた支援内容や授業構成を工夫しているところです。

なお、各学校で支援内容や支援方法を検討する際には、担任だけでなく校内の特別支援

教育コーディネーターや、地域支援に当たっている特別支援教育巡回相談員に相談することができるよう、県教育委員会としては体制を整えているところです。

さらに、各学校の実状や必要に応じて支援員等を配置し、担任と連携しながら各学級全体に対する支援の充実を図っているところであります。

扶川議員

その方々が、そこまで丹念にやられるのだったら、先ほどの発達障がい疑われる児童生徒の絶対数はまだ分からないので教えていただきたいですけど、クラスの中に数人おいでたら、その授業ですっと見てあげる、付いてそばで助言してあげるような教師も必要になるんじゃないかと思うんです。

足りていると思えないんですが、今の配置状況はどうなっていますか。支援員さんとかコーディネーターとかですね、具体的に教えてください。

福多いじめ・不登校対策課長

支援員等の具体的な配置数について御質問を頂きました。

特別支援教育コーディネーターにつきましては、全学校に配置しているところです。令和6年度の特別支援巡回相談員は、小中学校教員9名、特別支援学校教員が26名の計35名で、学校等からの要請に応じながら、相談活動に従事をしているところであります。

扶川議員

数は足りているとは思いませんので、今回、県議会もいろんな意見書を国に上げますけれども、これはそういったものに反映しないといけないのではないかと私は思います。

それから、長期の個別の教育支援計画、それからもっと短期ですかね、個別の指導計画を学校で作ることになっています。

この資料をあらかじめ頂きましたけれど、ほとんど九十数%から、場合によっては100%作られていることにはなっているのですが、これは学校のほうで作る必要があると判断した者に対して作成するとなっています。

実際に発達障がい児を持っているお母さんに聞きました。え、そんなものがあるのですか、聞いたことがありません、相談も受けていません。

これを作るときには相談を受けることになっていますね。どういう基準で作る必要があるということを判断しているのか、非常に曖昧ですが、そのあたりはどのようになっていますか。

原委員長

小休します。（11時48分）

原委員長

再開します。（11時48分）

福多いじめ・不登校対策課長

教育支援計画等の作成につきましては、また担当課より御説明させていただくというところをお願いできたらと思います。

扶川議員

文教厚生委員会だったら聞けるのですけれど、そういう声があります。

それから実際に、それだけ大量の指導を必要とする子供がいて、個別計画100%といっても、絶対数でいったら一部だと思うんです。行き届いているはずがありません。

こういう状況を放置すると、先ほど暴力という話が出ました。数字を聞いてもいいのですが、校内暴力は事前委員会で聞きましたけれども、中途退学する高校生、問題行動の中に暴力行為がどれだけ含まれているかも聞きたいところですので、よかったらそれだけちょっと教えておいてください。

とにもかくにも人手が足りません。この足りていない状況について、教育委員会ないし関係の部局としてもきちんと把握して、国に対する重要な要望事項に、県として、県教育委員会として上げていただきたい。この点も含めて2点、お尋ねします。

福多いじめ・不登校対策課長

扶川議員より、暴力行為の件数等について御質問を頂きました。

暴力行為の件数につきましては、小中高等学校で合わせて736件となっております。

また、中途退学の理由として、問題行動等の理由で中途退学になったという生徒の数値については、情報として県は把握していません。

もう1点、特別な支援を必要とする児童生徒の更なる支援員の配置、教員の加配、少人数学級の実現などというところで、今後どのような対応をしていくのかにつきましては、学校現場から現状やニーズ等についての情報を丁寧に聞き取り、必要な支援について検討を進めるとともに、国の動向を注視していきたいと考えております。

また、各学校が活用できると考えるボランティア等の制度についても、市町村に対して積極的に発信していきたいと考えております。

扶川議員

教員のOBとのお付き合いも少々ありまして、そういうことを学校が受け入れてくれるのであれば、お手伝いしたいという方もおります。たくさんいると思います。

多少手当は出さないといけないでしょうから、予算も要るでしょうけれど、どんどん受け入れて、そういう意欲のある退職者は教育に対して熱い思いを持っておられますから、適任だと思います。

積極的に導入を進めていただきたい。この点だけ最後にお聞きして終わります。

福多いじめ・不登校対策課長

扶川議員より、特別な支援を必要とする児童生徒への支援の充実ということでお話を頂きました。

先ほどお話もありましたように、様々なボランティアも含めてですけども、支援が更に充実、また全ての児童生徒が安心安全に学校生活が送れるような施策につきましても、今

後検討をしてまいりたいと考えております。

原委員長

以上で質疑を終わります。

これをもって、こども未来・安心対策特別委員会を閉会いたします。（11時52分）